

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国立保育園の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、顧問、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員等が理事会に出席したときは、別表1により旅費を支払うことができる。
2 交通費の実費が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。
2 施設等の職員を兼務する役員等、別表2-2に定めた業務にあたった場合は、前項の定めによらず、同表の定めにより報酬及び旅費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(顧問の報酬)

第6条 顧問が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第7条 評議員が評議員会に出席した場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。
2 評議員が開催予定の評議員会に諮られる議案をみなし決議した場合は、別表2の半日分の報酬および旅費を支払うことができる。

(評議員選任解任委員の報酬)

第8条 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席した場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。
2 旅費は、実費を支給する。
3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第 10 条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日 一部改正（理事会出席旅費、定義、顧問の報酬）
- 3 平成 25 年 4 月 1 日 一部改正（「役員」を「役員等」に変更）
- 4 平成 29 年 2 月 7 日 一部改正し、施行は平成 29 年 2 月 6 日に遡及する。
（役員等に評議員、評議員選任解任委員を追加し、条ずれを補正）
- 5 平成 29 年 4 月 1 日 一部改正（職員兼務役員の報酬を規程）
- 6 平成 30 年 10 月 1 日 一部改正（別表 2「常勤監事」を追加）
- 7 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正（常務理事兼務職員報酬額を変更）
- 8 令和 2 年 10 月 1 日 一部改正（決議省略評議員会の報酬を追加）
- 9 令和 4 年 7 月 1 日 一部改正（副理事長兼務職員報酬額を規程）

別表 1

名 称	旅 費
理事会出席旅費	1回 5,000円

別表 2

名 称	報 酬	旅 費
理事業務報酬等	1日 20,000円 半日 10,000円	実費支給
監事監査指導報酬等	1日 20,000円 半日 10,000円	実費支給
顧問業務報酬等	1日 20,000円 半日 10,000円	実費支給
評議員業務報酬等	1日 20,000円 半日 10,000円	実費支給
評議員選任解任委員業務報酬等	1日 20,000円 半日 10,000円	実費支給
常勤監事	月額 250,000円	実費支給

別表 2 - 2

名 称	職 務	報 酬	旅 費
副理事長兼務職員	定款及び定款施行細則に定められた副理事長としての業務を実施した場合	月額 120,000円	実費支給
常務理事兼務職員	定款及び定款施行細則に定められた常務理事としての業務を実施した場合	月額 80,000円	実費支給
理事兼務職員	定款に定められた理事としての業務を実施した場合	月額 40,000円	実費支給

別表 3

宿泊費	日 当	旅 費
一泊 15,000円 を限度とする	1日 2,000円 半日 1,000円	実費支給